

地域における移動手段の導入に向けた支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

地域における移動手段の導入に向けた支援業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の概要・目的

人口減少や高齢化の進行による公共交通の利用者の減少、長期化する燃料価格高騰、深刻化する運転士不足などにより、地域公共交通は厳しい状況に置かれている交通不便地域が県内各地に多く存在する中、高齢者は買い物や通院などの日常生活のために自家用車を使用せざるを得ず、高齢者による交通事故が社会問題化しており、交通不便地域等における移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

その中で、コミュニティバスなどの既存の公共交通機関だけでは住民の移動ニーズに対応することが困難になってきていることから、各市町においては、地域の声を聞きながら地域の実情に応じた移動手段確保の取組について検討を進めているが、交通施策に関するノウハウの蓄積が不十分なところもあり、域内の状況に応じた最適な方策を模索し、試行錯誤している状況にある。

一方、県においては令和2年度から、各市町の移動手段の導入に向けた取組に対する財政的な支援（4か年で16事例）を行っているが、これらの取組について個々に「どのような効果や課題があったか」「なぜ本格運行につながったのか、もしくはつながらなかったのか」といった分析が十分ではない状況にある。

本業務においては、県における今後の地域内交通施策の検討のため、また、各市町における新たな移動手段の導入、定着を推進するため、地域における移動ニーズ等のきめ細かな把握や、県内市町の状況に応じた類型化（グルーピング）と、各類型に応じた適切な移動サービスの検討を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託内容

(1) 地域における移動ニーズ等のきめ細かな把握

- ・「三重県で暮らしたい」「地域に住み続けたい」と思える移動ニーズや行政に求める施策について把握するため、地域座談会を開催もしくは市町が開催する意見交換の場に参画し、高齢者や若者等の生の声を聴き取るとともに、簡易的なアンケート調査を実施する。
- ・聴き取りやアンケート調査のコンセプトは以下のとおり。
 - 高齢者：「買い物や通院などの日常生活のため、どのような移動サービスがあれば運転免許を返納しても良いと思えるか。その移動サービスには、どの程度の金額までなら負担できるか。また、ボランティア等が実施する移動サービスなどを具体的に例示した上で、気兼ねなく利用したいと思える移動サービスはどのようなものか。」
 - 若者：「通勤や通学、多様な活動のため、自動車に依らない地域内での移動や広域的な移動にあたり、現在の公共交通にどのような点に不自由を感じており、その解消のため公共交通に望むことは何か。」

- ・聴き取り項目およびアンケート調査の内容は業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。また、座談会等では具体的な移動サービスを例示する。なお、一般ドライバーや自家用車を活用した移動サービスに関する利用意向は必ず確認するものとする。
 - ・座談会は各市町の中の地域単位で実施することとし、6市町以上で実施し、1市町あたり1回以上、総計15回以上を想定している。対象市町は今後の調整により決定する。実施回数については、意見の集約および整理、分析の観点から業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定するものとする。
 - ・各市町で開催予定の既存の機会（住民との意見交換会等）を積極的に活用し、その場に参画できるよう県と連携のうえ市町との調整を行う。なお、県担当者も可能な限り参加する。
 - ・既存の機会の活用で不十分な場合は、業務受託者が新たに設けることとし、その場合は開催に向けた準備や調整を主体的に進めるとともに、当日のファシリテーターも務めるものとする。
 - ・若者との意見交換は、大学や高校、中学校の教育活動の一環として実施することも想定されることから、県と連携のうえ必要に応じて各学校や教育委員会との調整を行う。なお、若者については広域的な移動ニーズが見込まれることから、鉄道や路線バス等への愛着を育むなど、これらの活性化に資する内容となるよう意見交換の企画、提案を行う。
- ※若者との意見交換の回数は上記15回のうち2回以上を想定。
- ・座談会をふまえ、高齢者や若者の声の内容をまとめ、本県における地域の移動ニーズとして整理のうえ、下記4（2）とあわせ一つの報告書として整理する。

（2）地域の移動サービスの分析・検討

○全般

- ・各市町がそれぞれの状況に応じた適切な移動サービスが検討できるよう、人口規模や集中度合い、面積、産業構造、医療機関や商業施設の立地状況、鉄道やバスなどの公共交通機関や交通不便地域の状況など（以下、「条件等」）をふまえ、どのような条件等の下ではどのような取組が効果的か、また、移動手段の導入にあたっての留意点などを整理する。

○地域の類型化

- ・まず、県内29市町を上記の条件等から3～5程度の類型に区分し、各類型に属する市町の地域的な共通事項や特徴をおおまかに整理する。（いわゆる「地域の類型化」）

（例）地方中心都市型：鉄道などの公共交通機関が一定確保されているが、交通不便地域も存在している市町

過疎地型：鉄道がほとんどなく公営バス等が中心で、地域全体が交通不便地域と言える市町

中間型：鉄道等の公共交通機関が一部確保されているが、交通不便地域が広く存在する市町、または比較的コンパクトな市町

○移動サービスの類型化

- ・次に、それぞれの地域類型に属する各市町の移動サービス（※）の内容を概ね把握するとともに、その移動サービスの共通事項や特徴などを整理する。（いわゆる「移動サービスの類型化」）

(※) 路線バス（民間）、コミュニティバス（公営）、デマンド交通、ボランティア輸送などその際、県が保有しているデータの提供は可能であるが、整理するにあたり情報が不足する場合は、必要に応じて市町への照会なども行うことも想定される。

- ・各類型における市町の特徴的な移動サービスの分析にあたっては、必要に応じて該当市町への対面での調査等を行う。（対象となる取組は6取組以上を想定）
- ・特徴的な移動サービスの整理にあたっては、これまで県が財政的支援を行ってきた16事例や、令和6年度に新たに支援を行う事例については優先的に分析を行うこととし、それぞれの取組の成果や課題、本格運行への移行にあたっての改善点等を把握する。
- ・市町への聴き取り調査等の実施後は、必要に応じて国（中部運輸局）や有識者の助言を得るとともに、各類型に応じた他県自治体の好事例なども調査して、報告書へ反映する。
- ・道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送やボランティア輸送、スクールバス等の多様な輸送資源を活用した取組については必ず分析を行うこととする。また、デマンド交通については、乗り合いを進めるにあたっての留意点も整理する。

○まとめ

- ・3～5程度に類型化した地域ごとに、該当する市町の移動サービスの内容などを整理し、各地域での特徴を把握する。（「地域の類型化」と「移動サービスの類型化」の紐づけ）
- ・上記をふまえ、県として今後どのような取組を進めるべきか、施策の方向性も提案する。
- ・これらの作業にあたっては、業務受託者が素案を作成し、まとめあげるまでに複数回にわたり県と協議する。
- ・最終的な成果品としては、上記4（1）「地域の移動ニーズ等把握」とあわせ、市町における移動サービス導入にあたっての手引きの素案として作成することを想定している。
- ・報告書で整理する項目は受託事業者と県と協議して定めることとする。但し、以下の内容は必ず含めるものとする。

「地域の高齢者や若者等の移動ニーズ（座談会での意見交換やアンケート調査の内容）」

「本県の特性（地域ごとの地理的特性や既存公共交通の現状）」

「条件等に応じた県内市町の類型化」（「地域の類型化」）

「各類型における県内市町の特徴的な取組と、その成果と課題（県支援事例の分析）」（「移動サービスの類型化」）

「各類型に相当する他県での特徴的な取組」

「各類型に応じた効果的な取組や導入にあたっての留意点」

「今後、県が取り組むべき施策の方向性」

5 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県の指示により受注者が行わなければならない。

- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、受注者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取り扱いを協議する。
- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、すべて三重県に帰属するものとする。

6 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書 (2) 行程表 (3) その他三重県が必要とする書類

7 成果品

- (1) 業務報告書
- (2) 上記4 (1) (2)に係る素案、中間報告書および完成報告書
 - ※提出期限 素案：令和6年10月31日、中間報告書：令和6年12月27日
 - 完成報告書：令和7年3月28日
 - ※素案と中間案について上記提出期限までの提出が困難な場合は、別途県と協議して決定する。

8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守してください。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 業務受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。